									() T	- 爭 円	コの消息	方 計 画		
※本	計画に	定め	るもの	の以外の	のもの	につい	ては,	既定	の消防	計画に。	よります。			
											令和	年	月	日
	第 1	章	<u>.</u>	エ	事	計	画	及	び	施	I			
				_	7	н'	_	~	J	,,,	_			
	事概要			_,	144 1	* ++ -	_	- 61	,					
					• 模 科	录替 ス	• 7	の他	()		
(2)	事業所										田冷(١	
	尹	未	ולז	10							_ 用途(_		_ ′	
	※事美	業所名	呂が変	更にな	る場合	合は, 1	工事前	の事業	所名	(用途)	及び工事後	の事業所	各	
			事業原								_ 用途(_			
			事業所	沂名							_ 用途(_		_)	
(3)	工事区	内容												
	事日程	_												
	工事品	• • • •	•	h. :-		_		士で	(n±.	ハムこ	n±.		ハナズ)
· <u></u>										_ 吁	分から	吁 .		ָא בּ נ׳׳
						と同じ ^け 日				甴	分から	陆		分まで)
_						-7 —		0, 0	`	_ ^{H-J}	/1 /3 * 5	н,		, /3 & C/
						月	日	まで	(時	分から	時		分まで)
3 I	事範囲		- \											
	(別糸	批凶口	a)											
4 機	能に支	を障を	生じ	る消防	用設備	等								
	有	• #	無 別紀	紙1										
5 機	能に支	ア暗る	生性	る避難	施設等	Ē								
برر _ا ک			_	紙 2		Г								
									_					
	気を使 を を					「一火気	、設備都	【具器	という) 等の [.]	使用等			
	_	• 4	mr 법비계	a— '√										

7 危険物品等を取り扱う作業等

有 • 無 別紙 4

8 連絡先

		電話	_	_	
		電話	_	_	
9 緊	· 《急連絡先(工事施工責任者等)				
		電話	_	_	
		電話	_	_	
1 0	その他(下請業者等)				
		電話	_	_	
		電話	_	_	
		電話	_	_	
		電話	_	_	
		電話	_	_	
		電話	_	_	
		電話	_	_	
		電話	_	_	

第2章 エ事中の防火管理体制

11 出火防止対策

(1) 日常の火災予防

- ア 防火担当責任者及び火元責任者を別表 1 「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれ の任務に従って日常の火災予防を行う。
- イ 火元責任者は、別表 2 「日常の自主検査チェック票」を用いて、担当区域内の日常の火災予 防について、毎日自主検査を実施する。
- ウ 火元責任者は、自主検査の結果、異常が認められたときは、防火管理者及び防火管理責任者 に報告し、指示を受けて対処する。
- エ 工事施工責任者は、作業の開始前または作業終了時にその日及び翌日の作業内容について、 防火管理者に報告する。
- オ 防火管理責任者は、作業員が火気を使用する場合には、周囲をよく点検し、必要な指示を与 える。

(2) 放火防止対策

- ア 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材または梱包材等は置かないようにする。 やむを得ず置く場合は整理整頓し、難燃性シート等で覆い、保管する。
- イ 工事施工責任者は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。
- ウ 工事関係者以外の者の工事部分等への立ち入りは禁止とし、火元責任者及び警備員が、工事 部分等への出入りをチェックする。
- エ 警備員または保安員は、工事部分等の巡回警備を行う。

(3) 喫煙管理

ア 喫煙をする場合は、______の喫煙場所で行い、喫煙場所周囲には、可燃物等を放置しない。なお、喫煙場所には、その旨を掲示する。

イ 火元責任者は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて処理する。

(4) 延焼拡大防止

ア 防火戸, 防火シャッター等の周囲には, 延焼媒体となる可燃物や開閉障害となる物品を放置 しない。

イ 工事中は、作業のため必要がある場合を除き、防火戸、防火シャッター等は努めて閉鎖する。また、作業終了後には努めて閉鎖する。

12 相互連絡体制等

- (1) 防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、工事責任者等に指導、監督を 行う。
- (2) 防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。
- (3) 工事責任者は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持ち込み・ 使用の事前報告を防火管理者に行う。
- (4) 工事部分内または使用している部分から火災が発生した場合は、通報、初期消火、避難の相互連絡体制を図る。

13 地震対策

(1) 日常の地震対策

ア 地震対策を実施する責任者は、防火管理責任者とする。

- イ 建築物の倒壊,施設物の転倒,落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし,次の 事項について予防措置を実施する。
 - (ア) 工事用資機材等の転倒防止措置
 - (イ) 工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置
 - (ウ) 建築物、工作物等の安全確保のための点検と補強
 - (エ) 火気設備器具の点検と安全措置
 - (オ) 火気設備器具は、自動消火装置等の作動状況の検査
 - (カ) 危険物品は、転倒、飛散防止措置

(2) 地震後の安全措置

ア 工事関係者は、地震が起きたら直ちに直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止または電源 遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。

- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- エ 工事施工責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検及び確認をし、被害状況を防火管理者 に報告する。
- オーその他被害があった場合には、応急措置を行い、状況によっては工事を中止する。

(3) 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

すべての作業を中止し、自衛消防隊を活用して、次の事項について被害防止措置を実施する。 実施後または状況に応じて、速やかに工事人を帰宅させる。

- ア 工事用足場等、転倒、落下のおそれのあるものの点検と補強
- イ 警戒宣言が発せられた場合の、全工事人への周知徹底
- ウ 危険物品等の安全な場所への搬出
- 14 自衛消防について
- (1) 自衛消防の組織の編成は、別表3「自衛消防組織編成表」とし、同表を現場事務所、工事人休憩所の見やすいところに掲示する。
- (2) 各係及び係員の指定は、工事現場の規模、工事人の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防活動については、工事人に周知徹底する。
- 15 消防機関との連絡
- (1) 届出事項
 - ア 工事中の消防計画作成(変更)届出 工事中の消防計画を作成または変更したときに遅滞なく届出る。
 - イ 訓練実施の通報 自衛消防訓練を実施するときに通報する。
- (2) 連絡事項

消防用設備等の代替措置等について、工事施工上、やむを得ず機能を停止等する場合、事前に 管轄消防署と連絡を密にして、火災予防上安全な措置を図る。

- 16 避難経路
- (1) 工事部分等における避難経路について、工事人に周知徹底する。
- (2) 避難経路には、資材等の物品が置かれないようにするとともに、二方向避難を確保する。
- 17 防火区画
- (1) 一部を使用して工事を行う場合、出火危険の高い工事部分等と使用部分を完全に防火区画し、 工事部分からの延焼拡大を防止して人命の安全を図る。
- (2) 防火管理責任者は、防火区画に異常がないかどうかを随時確認し、破損等を発見した場合は、 直ちに改修する。

第 3 章 工事期間中の工事人への教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知

- 18 防災教育
- (1) 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は次のとおりとする。

ア 全員

- (ア) 工事開始前 … 1回以上
- (イ) 作業開始前 … 毎日
- イ 工事施工責任者または防火管理責任者等
- (ア) 工事開始前 … 1回以上
- (イ) その他必要の都度、実施する

(2) 防災教育の内容

ア 全員

- (ア) 工事中の消防計画について
- (イ) 遵守事項 (火気, 喫煙, 避難施設の維持, 危険物品等の管理) の徹底について
- (ウ) 災害発生時の対応要領について
- イ 工事施工責任者または防火管理責任者等
- (ア) 工事中の消防計画について
- (イ) 各自の任務分担と責任範囲について
- (ウ) 日常の火災予防の徹底について
- (エ) 自主検査の徹底について
- (オ) 災害発生時における工事部分と使用している部分の連絡体制の徹底について
- (3) その他、外国人労働者等の臨時的に就業する作業員等に対しては、工事施工責任者が個別に防災教育を実施し、徹底を図る。

19 訓練

- (1) 訓練種別及び実施時期等
 - ア 消火訓練 … (全員・自衛消防隊員)

消防用設備等(消火器,屋内消火栓等)の取扱い

(設置されている消防用設備等が使用できない場合も想定して実施する)

- イ 通報訓練 … (全員・自衛消防隊員)
 - 119番通報,館內連絡要領
- ウ 避難訓練 … (全員)
 - 工事部分の避難経路の確認、避難誘導要領

(工事部分等が使用部分からの避難経路となっている場合には,使用部分の避難誘導担当と相互に連絡を密にして実施する)

- 工 総合訓練 … (全員)
 - 工事部分と使用部分の連携活動
- (2) 建物全体で実施する総合訓練には、必ず参加する。
- 20 工事中の消防計画の周知に関すること
- (1) 防火管理者は、防災教育及び訓練を通して、全従業員、工事人に対して、工事中の消防計画を 周知徹底する。
- (2) 全工事人に、消防計画に定める遵守事項について徹底する。
- (3) 工事日程,内容によって工事人が変わるため、その都度周知徹底を図る。

別表 1

日 常 の 火 災 予 防 組 織

	防火担当責任者	業務	火元責任者	業務
防	(工事地区毎)	1 防火管理者の補佐		1 火気管理
火管		 2 作業現場のパト		2 喫煙管理
理者		ロール・監視		3 避難施設の維持 管理
19		 3 作業終了後の安 全確認		^{官垤} 4 作業現場の整理
		・		整頓
J		制限		5 消火器・屋内消 火栓等の維持管理
又 は		 5 火元責任者の指 導監督		6 地震時の初動措
防 火		, <u></u>		置
管理				7 その他
責 任				
者				

日常の自主検査チェック票

月

				—— 検		 査		 項		目			Я
						<u> </u>		- 7.	ı	Н		I	
		終業時の	終業時	終業時の	消 の	防用維持	設備 管	i 等 理	防火戸の閉鎖障害	防火シャ	避難経路の確保状況	危 険 物	備考
日	曜 日 日	の火気	の施錠管理	の吸殻管理	消 火 器	屋内	自動	その他	の閉鎖	ヤッター	路の確	の保管状況	〇不備欠陥事項記入
		の 確 認	管理	管理	ΉΗ	消火栓設備	自動火災報知設備		障 害		保状況	状 況	〇改修状況記入
						備		<u> </u>		閉鎖障害			〇そ の 他
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													

				検		査		項		目			
		終業時	終業時	終業時	消の	防 用 維 扌	設備	i 等 理	防火戸	防火シャ	避難経路	危 険 物	備考
日	曜日	時の火気の確認	円の施錠管理	5の吸殻管理		屋内消火栓設備	自動火災報知設備	その他()	の閉鎖障害	閉鎖障害	性路の確保状況	初の保管状況	○ 不備欠陥事項記入 ○ 改修状況記入 ○ その他
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

(凡例)	0	 良
() しけけん	\sim	LK.

× ··· 不備

⊗ … 即時改修

確	工事責任者
認印	

自 衛 消 防 組 織 編 成 表

防 火 管 理 者			_	該建物の自衛 理責任者	当防組織	一消 火 班 一避難誘導班
	-		1937 (12			一通報連絡班
工事施工責任者						└_救 護 班
工事地区	工事地区班長	消	火班	避難誘導班	通報連絡班	救 護 班

- (1) 同表を現場事務所、工事人休憩所の見やすいところに掲示する。
- (2) 各係及び係員の指定は、工事現場の規模、工事人の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防活動については、工事人に周知徹底する。

機能に支障を生じる消防用設備等

第 1 ——			用設備		1	士陀	t . #	. 18	Z #	n 88			ル		4,#				JAΠ			
種	類	•	区			支 障	손 또	<u>ا</u> ا	も 共	別 间			代	替	措	Ī	置	の	概	要	!	
第2管理の方	3	(は は 絡 は 終 が を エ	日能能昼火密事 一をを間管に終	停停 こ理 する 理 る。	間あるを を者 防	ごとに 消防 所 消 行 う は 、 一 火 管 野	巡回 開は、	を 等 営 セ ・ 者 が	施すり時間ターが点	- る) 類, 候 引等 に 検 を写	亭止 ^時 人外 <i>の</i> 工事 実施し	時間))時間 内容	及び 間に ^K (機	停止語 行う。 態能が	部分 。 営 :停」	は, 業F 上す	必 時間 る設	要最小 が昼る :備等:	化する 限に た) (実施・	する o たる o いっ	る場合 て, 3	
法																						

機能に支障を生じる避難施設等

第	1 避難施設及び非常	常用進入口等							
種	類 • 区 域	支障を生じる期間	間 代	替	措	置	の	概	要
第 2 管 理 の 方 法 等	2 避難誘導担当者 3 できる限り二方で 4 防火管理責任者 いないかを,随時	皆は,避難階段,通路等。	達難経路についる 及び非常用進 <i>入</i>	で周知	徹底する		る資本	材等が	置かれて

火気を使用する設備器具(以下「火気設備器具」という)等の使用等

種	硩		数	量	使	用	場	所	使	用	期	間	• B	튀	引	設	置	方	法	等
	<i>/</i> //			_		713	- 23	771	^	,,,	741	1-,		, 1-	,	11/2				
	1	使月	目す	る場合	合は,	事前	に防	火管	理者	╲届	出る	<u>を</u> し,	承記	を	受け	ける。				
第					用前,												. PA -L L		- 165 171 5	
2								i合は,	火化	נלא:	飛削	なする	軕	サア	(0)	可燃物を	除去ま	たはイ	、燃性シ	ート等
					してか 乍業等		-	스(+	近石	一沿	4 √ √ 5	と 生っ	を配	罟。	ナス					
管					「禾寸 乍業等										7	0				
理					可燃物				-		_		-							
の																				
方																				
法																				
等																				

危険物品等を取り扱う作業等

第一	1	人気	.設備	講器 具	りの状態	況及	び火	災の	発生(つお	それ	ເတ	ある	機	械器	男等								
種	類	•	数	量	使	用	場	所	使	用	期	間	-	時	間	堆	₹.	責	•	設	置	方	法	等
									-															
									+															
					 .,	_	<u> </u>				·				·- 4					,				1
第					寺は,	<u> </u>	事現"	場内!	こによ	诗诗1	保官	じし	よし、	١,	保官	する場	第 台	ilt,	, <u>)</u>	他鉦	96	いな	と官	'埋を
	,		まする		合除地	かなん	宙田-	ナ ス.	レきけ	- 4	(+ 	-1- 1	レ気	₩	7ドル	く花を発	१ १	- ス	±. <i>(</i>	か笑	がナ	71.5	_	を確
2	_				を用す		ر ار ک	ישי ל	C C 18	•,	ויו עב	LIC.	\\ \	. //	. 0. 7.	116 & A	5 7	٠	0.0	/ / 17	/J · /c	, U -		C ##
	3						取	扱上の	の注意	事	項等	及 (び取	≀扱	<u></u> 上σ	注意事	項	[等]	及7	ゾ取	扱責	€任:	者を	·明示
會		する	_			•					-						-							
里	2	1 -	一時·	保管均	場所に	は,	消り	火器を	と設置	する	5.													
_	5	5 ‡	常に	整理	整頓を	する	5.																	
カ	6	5 f		物使用	用中は	t, り	火気の	り使月	月及び	喫烟	更を	禁止	す	る。										
方	7	7 f		物使原	用中は	t, 担	負気を	を行し	いなが	ら作	F業	を行	う。	0										

法

- 8 危険物品等を貯蔵または取扱う場合は、事前に防火管理者及び工事施工責任者へ届出をし、承認を受ける。
- 等